平成２１年（再ロ）第１００８２号
東京都八王子市弐分方町341―７
再生債務者　菅原　忠彦
１　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成21年８月31日まで
４　一般異議申述期間　平成21年９月14日から平成21年10月５日まで
東京地方裁判所民事第20部
平成２１年（再ロ）第２８号
大阪市西淀川区佃３丁目19番10―213号
再生債務者　金子　勝人
１　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成21年８月31日まで
４　一般異議申述期間　平成21年９月３日から平成21年９月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２１年（再ロ）第９号
北九州市八幡西区光貞台３丁目20番２号
再生債務者　中島二三夫
１　決定年月日時　平成21年８月４日午後４時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成21年９月１日まで
４　一般異議申述期間　平成21年９月８日から平成21年９月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２１年（再ロ）第１１号
北九州市小倉南区津田新町１丁目４番３―803号
再生債務者　長島　弘幸
１　決定年月日時　平成21年８月４日午後４時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成21年９月１日まで
４　一般異議申述期間　平成21年９月８日から平成21年９月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２１年（再ロ）第２号
鹿児島市郡元町25番10―605号
再生債務者　平　久美子
１　決定年月日時　平成21年８月４日午前11時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成21年９月１日まで
４　一般異議申述期間　平成21年９月15日から平成21年９月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２１年（再ロ）第９号
兵庫県三田市けやき台３丁目27番地11
再生債務者　若月　　章
１　意見聴取に付する再生計画案　平成21年７月22日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成21年８月24日まで
平成21年８月３日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係
平成２１年（再ロ）第２号
石川県能美市大浜町ム７番地１　信開セルーラ寺井・Ａ―1103号
再生債務者　崎村　光太
１　意見聴取に付する再生計画案　平成21年８月３日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成21年８月25日まで
平成21年８月４日　金沢地方裁判所小松支部
平成２１年（再ロ）第１号
静岡県磐田市見付3831番地12
再生債務者　服部　幸秀
１　意見聴取に付する再生計画案　平成21年７月21日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成21年８月25日まで
平成21年８月４日
静岡地方裁判所浜松支部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２０年（再ロ）第３号
兵庫県西脇市和田町634番地の140
再生債務者　露谷　奈美
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年７月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年８月４日　　神戸地方裁判所社支部
平成２０年（再ロ）第１１号
姫路市坂田町155番地　プレステージ姫路坂田町701号
再生債務者　山崎　　山
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年７月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年７月31日　神戸地方裁判所姫路支部
平成２１年（再ロ）第１００２３号
東京都江戸川区一之江８―19―６―906
再生債務者　堀内　隆子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年７月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年８月３日
東京地方裁判所民事第20部
平成２１年（再ロ）第２号
佐賀県唐津市久里686番地33
再生債務者　木村　洋一
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年７月29日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年８月４日　佐賀地方裁判所唐津支部
平成２１年（再ロ）第４号
青森県平川市松館浅井73番地２
再生債務者　今井　春夫
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年７月31日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年８月３日　青森地方裁判所弘前支部
平成２１年（再ロ）第１号
宮城県宮城郡松島町高城字三居山一54番地の55　セザール松島107号
再生債務者　黄川田　治
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年７月31日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年８月３日
仙台地方裁判所第４民事部
平成２１年（再ロ）第８号
大阪府和泉市室堂町５番地の１―１―708
再生債務者　金本　民枝
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年８月３日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年８月４日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

独立行政法人造幣局の役員の任命

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第20条第３項の規定に基づき、独立行政法人造幣局の役員を任命したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公表する。
独立行政法人造幣局
理事長　新原　芳明
大前　　忠
独立行政法人造幣局理事に任命する
（以上平成21年８月１日）

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。
平成 21 年８月 12 日　　茨城県教育委員会
１　失効した免許状
氏名、本籍地　栗原　敏夫、茨城県
免許状の種類、授与権者、授与年月日
⑴　中学校教諭一種免許状（国語）、東京都教育委員会、昭和57年３月31日
⑵　高等学校教諭一種免許状（国語）、東京都教育委員会、昭和57年３月31日
⑶　小学校教諭二種免許状、茨城県教育委員会、平成２年10月31日
２　失効年月日　平成21年７月25日
３　失効の事由
教育職員免許法第10条第１項第２号該当